

産商商 第81号

平成17年12月20日

カナヨ株式会社

代表取締役 橋本 孝夫 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成17年4月27日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフ西七条店

京都市下京区西七条北衣田町37-1, 38, 40-1, 40-2, 40-3, 40-4, 40-5

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類を総合的に検討したところ、本変更計画の実施により、周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 附帯意見

現在の周辺状況から判断し、西大路通における路上駐車及び、店舗周辺歩道上における路上駐輪について、引き続き対策を講ずることが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況・既存の問題点）

当該商業施設は、都市計画上の商業地域及び準工業地域に立地しており、北側に住居及び店舗、東側に西大路通を隔てて商業ビル、南側に小売店舗等、西側に住居が立地している。

店舗周辺においては、依然として西大路通での路上駐車や歩道上の駐輪が見られる。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、生ごみ処理や荷さばき等についての質問が出されたが、開店時刻の繰り上げについて反対の意見はなかった。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

今回の変更による影響について、指針に基づき検討した。

営業時間の延長により、一日あたりの総来客数が増加し、自転車等による来店客が増加すること、廃棄物等の排出量が増加すること、騒音について昼間の等価騒音レベルの値が高くなることが予想されるが、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐輪場の利用者の増加について

営業実績からピーク時の来客数は増加しないと予想されるため、駐輪場の収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考えられる。

（2）廃棄物等の排出量の増加について

現状の排出量及び予測によれば現在の廃棄物保管施設容量で対応可能であると考えられる。

（3）昼間の等価騒音レベルの値が高くなることについて

営業時間の変更に伴い、等価騒音レベルの値が上昇するものの、予測によれば基準値以下であることや、室外機等の増設や位置の変更がないことから影響は少ないと考えられる。

（4）その他

現在の周辺状況から判断し、西大路通における路上駐車及び、店舗周辺歩道上における路上駐輪について、引き続き対策を講ずることが必要であると考えられる。